



# 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

① 医療分：医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所

## 1 医療機関等 職員への 慰労金支給事業

### 交付概要

- ◆新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等<sup>(※1)</sup>に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付します。
- ◆その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金として5万円を給付します。

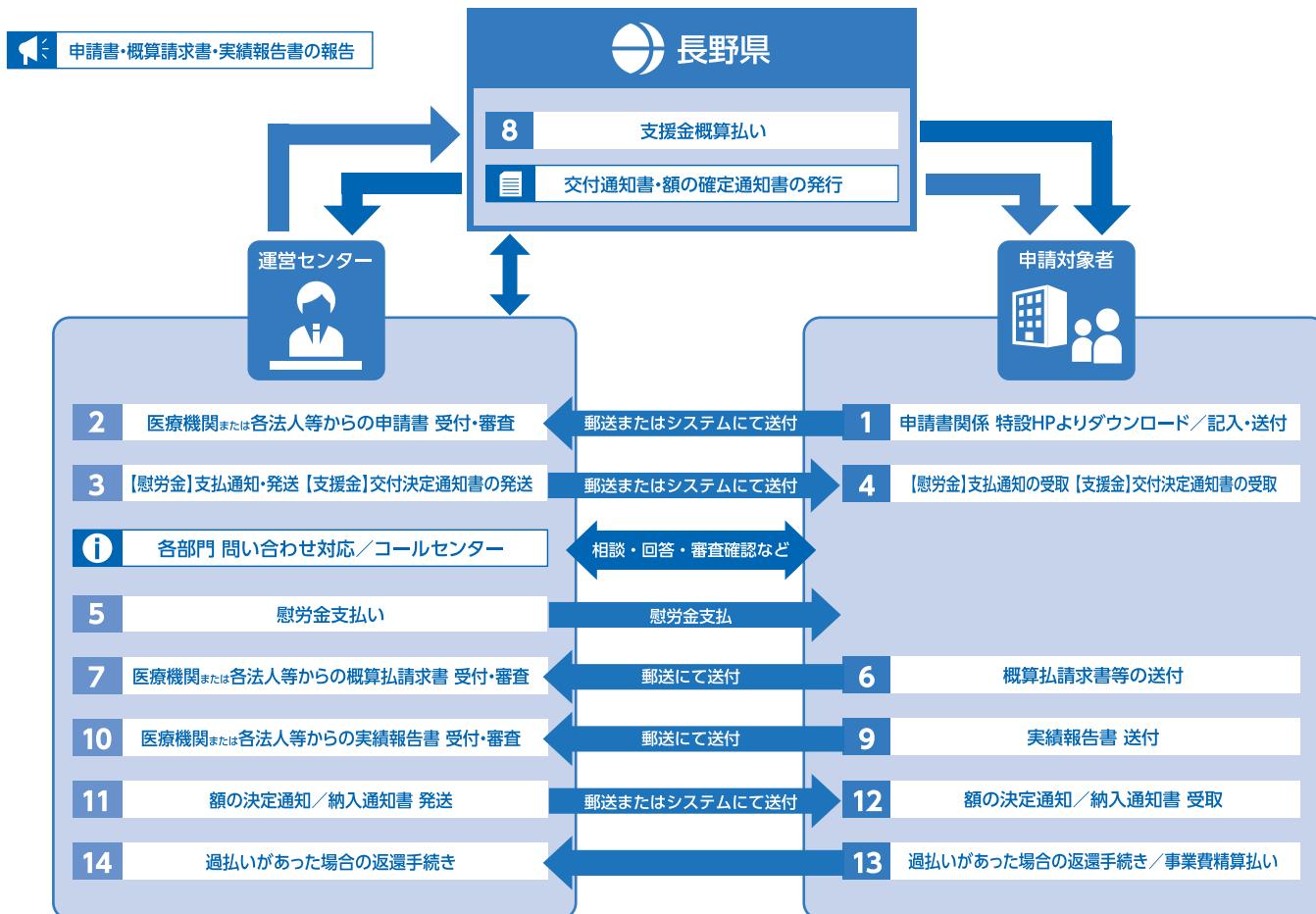
### 対象

長野県内の医療機関等(病院、医科・歯科診療所、訪問看護ステーション及び助産所)で契約等に基づき、令和2年2月12日から6月30日までの間に通算して10日間以上勤務し、患者(助産所の場合は妊娠婦)との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務に従事した医療従事者や職員(退職者や派遣・委託による者も含む)

※「患者との接触」とは、対面、会話及び患者がいる部屋で作業することなどをいい、可能性ではなく、実績があるものに限る。  
※勤務する医療機関(病院及び診療所)は保険医療機関に、訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業者に限る。  
※健康診断のみを行う事業所は除く。

※一日当たりの勤務時間は問わない。複数の医療機関等で勤務した場合は日数を合算して計算する。

## 交付スキーム



## 申請にあたっての留意事項

### ① 慰労金の申請について

■慰労金は、医療機関等が医療従事者等から委任を受けて代理申請を行い、運営センターから医療従事者等に直接支給します。

各医療機関等では、対象者を特定したうえで、慰労金の代理申請委任状を徴収し、各医療機関等で保管してください。

■派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、要件に合致する場合は、慰労金の対象となりますので、派遣会社・受託会社と調整し、対象者を特定したうえで、慰労金の代理申請・受領委任状を徴収し、各医療機関等で保管してください。

### ② 支援金の申請について

■令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

■長野県の公式HPから上限額をご確認頂き、申請書を記載してください。

■申請は一度のみとなりますので、まとめて申請してください。

詳しくはホームページをご覧ください。